

県民運動活性化助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 青少年育成埼玉県民会議（以下「県民会議」という。）は、青少年育成埼玉県民運動（以下「県民運動」という。）を全県に広く普及させるため、地域での青少年の健全育成に資する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（対象団体）

第2条 補助金交付の対象となる団体（以下「団体」という。）は、県民会議の正会員である団体及び各市町村青少年育成推進団体（以下「推進団体」という。）とする。

（補助事業等）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助経費」という。）並びに補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

（1） 子供のための体験活動事業

地域の子供たちが広く参加できる体験活動を提供する事業

（2） 非行防止活動事業

推進団体が行う非行防止パトロールのスキルアップのための研修その他啓発物品の作成などの非行防止活動のための事業

（3） その他青少年健全育成に資すると認められる事業

その他青少年健全育成に資すると認められる事業

（補助事業数）

第4条 補助事業は、原則として1団体当たり1事業とする。ただし、同一の市町村から2団体以上申請する場合は優先順位を付して申請するものとする。

2 1会計年度の補助事業数は県民会議会長（以下「会長」という。）が別に定める。

3 複数の団体が補助事業を共同実施することは妨げない。

（補助金の交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の申請書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、様式第2号及び補助事業に係る歳入歳出予算書を添付しなければならない。

3 第1項及び第2項の申請書の提出期限は、会長の指定する日とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第5条の2 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助金の交付決定順位）

第6条 補助金の交付決定順位は次のとおりとする。

- （1） 第5条第1項の規定により提出された申請書に記載された交付申請額（第4条第1項ただし書に規定する場合は、優先順位1位の事業に係る額）を合計した額が予算額を上回った場合には、別に定める選考基準に従い決定する。
- （2） 前記（1）の合計した額が予算額を下回った場合には、原則、すべて決定し、予算の残額分は順位2位以下の事業から選考基準に従い決定する。

（交付の決定の通知）

第7条 会長は、補助金の交付を決定したとき、又は補助金の交付決定額の変更をしたときは、速やかに申請した者に対し、様式第3号の決定通知書を交付するものとする。

（事業内容の変更等の承認申請）

第8条 交付決定を受けた事業内容を変更又は中止しようとするときは、様式第4号の承認申請書を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認める軽微な変更は、この限りではない。

2 前項の承認申請書には、様式第5号の事業変更計画書を添付しなければならない。

3 第1項の会長が認める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

（状況報告）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、会長の求めにより、補助事業の遂行の状況について報告書を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の実施年度の3月20日のいずれか早い日までに様式第6号の実績報告書を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

- （1） 様式第7号の実績書
- （2） 補助事業に係る歳入歳出決算書
- （3） 支出に関する証拠書類
- （4） 補助事業の実施状況が分かる写真
- （5） その他参考となる資料

（補助金の額の確定）

第11条 会長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式8号の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 12 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 9 号の補助金請求書を会長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第 13 条 会長は、第 10 条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（決定の取消し等）

第 14 条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、この事業実施の会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（立入検査等）

第 16 条 会長は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は県民会議局員にその事務所等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委任等）

第 17 条 会長は、この要綱の実施に関して、その権限の一部を県民会議事務局長に委任することができる。

2 県民会議事務局長は、この要綱の取扱いについて必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の事業から適用する。

別表（第3条関係）

補助経費	補助率・補助額
(1)報償費 (2)旅 費 （報償費及び旅費については外部講師等のみ） (3)消耗品費 (4)印刷製本費 (5)役務費 （通信運搬費、手数料等） (6)使用料及び賃借料	補助率 10／10以内 補助額（1 補助事業につき） （1）子供のための体験活動事業 新規事業7万円以内、既存事業5万円以内。 （2）非行防止活動事業及び（3）その他 青少年健全育成に資すると認められる事業 3万円以内。 ただし、千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：_____

事業者名：_____

代表者職・氏名：_____

様式第1号

年度県民運動活性化助成事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

青少年育成埼玉県民会議会長

○ ○ ○ ○

団体名及び代表者氏名

(公印省略)

下記により 年度県民運動活性化助成事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分 例 子供のための体験活動事業、非行防止活動事業、
その他青少年健全育成に資すると認められる事業

2 交付申請額 金 円

3 事業の開始日及び完了予定日

4 関係書類

(1) 年度県民運動活性化助成事業計画書(様式第2号)

(2) 補助事業に係る歳入歳出予算書

様式第2号

年度県民運動活性化助成事業計画書

担当者氏名：_____

電話番号：_____

事業名	予算額	事業の内容（具体的に）

様式第3号

年度県民運動活性化助成事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

青少年育成埼玉県民会議
会 長 ○ ○ ○ ○ （公印省略）

年 月 日付けで申請のあった県民運動活性化助成事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
会長の指定する日までに、所定の請求書を会長宛てに提出してください。
- 3 条 件
 - (1)事業の実施にあたっては、県民会議共催事業とし周知に努めるとともに、作成物には青少年育成埼玉県民会議の名称及びロゴマークを使用してください。
 - (2)事業内容の変更等の承認申請
交付決定を受けた事業内容を変更（軽微な変更は除く。）又は中止しようとするときは、様式第4号の承認申請書を会長に提出してください。
 - (3)状況報告
補助事業者は会長の求めにより、補助事業の遂行の状況について報告書を会長に提出してください。
 - (4)実績報告
 - ・補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日経過した日又は当該補助事業の実施年度の3月20日のいずれか早い日までに様式第7号の実績報告書を会長に提出してください。
 - ・報告書には、必要書類を添付してください。

様式第4号

年度県民運動活性化助成事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

青少年育成埼玉県民会議会長

○ ○ ○ ○

団体名及び代表者氏名

（公印省略）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた県民運動活性化助成事業について、下記のとおり変更（又は中止）をしたいので、関係書類を添えて、申請します。

記

1 変更又（は中止）理由

2 変更内容

3 関係書類

- （1） 年度県民運動活性化助成事業変更計画書（様式第5号）
- （2） 補助事業に係る歳入歳出予算書（変更後）

（注）中止の場合は、2については記入を要しない。

様式第5号

年度県民運動活性化助成事業変更計画書

担当者氏名：_____

電話番号：_____

区分	事業名	予算額	事業内容（具体的に）
変更前			
変更後			

年度県民運動活性化助成事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

青少年育成埼玉県民会議会長

○ ○ ○ ○

団体名及び代表者氏名

(公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受け、年 月
日付け 第 号で変更承認の通知を受けた 年度県民運動活性化助成事
業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の事業実績額 金 円

3 補助事業の実施期間

4 関係書類

- (1) 年度県民運動活性化助成事業実績書(様式第7号)
- (2) 補助事業に係る歳入歳出決算書
- (3) 支出に関する証拠書類(領収書、振込書等)
- (4) 補助事業の実施状況が分かる写真
- (5) その他参考となる資料

様式第7号

年度県民運動活性化助成事業実績書

事業名	決算額	事業の内容（具体的に）

*事業の内容欄には、できる限り数値等による成果を記載してください。

年度県民運動活性化助成事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

青少年育成埼玉県民会議
会長 ○ ○ ○ ○ （公印省略）

年 月 日付けで実績報告のあった貴団体の県民運動活性化助成事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

年度県民運動活性化助成事業補助金請求書

第 号
年 月 日

(宛先)

青少年育成埼玉県民会議会長

○ ○ ○ ○

団体名及び代表者氏名

(公印省略)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定のあった標記の補助金を下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名

支店（本店）名

預金の種別

口座番号

預金の名義（フリガナ）